

令和 2 年度 人権啓発等連絡協議会運営補助金 評価表 NO. 14

所管部課名	障害・社会福祉課		担当者	山内				
事務事業名	隣保館管理運営費							
根拠法令	人権啓発等連絡協議会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和2年度 予算額	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容	
	375千円		千円		375千円		千円	
指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	研修会の回数／参加者数		15回／30人		令和7年度			
成果指標②	教養文化活動の回数／参加者数		3回／15人		令和7年度			
補助対象者	入来地域人権連絡協議会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費（役員手当及び食糧費を除く。） ・人権対策研修事業等に要する経費（食糧費を除く。） ・地域交流事業に要する経費（食糧費を除く。） 							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権対策研修等の実施による人権問題の早期解決に資する事業 ・地域交流事業実施による親睦及び人権意識の高揚に資する事業 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ		<input type="checkbox"/> 事業補助のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方		<input type="checkbox"/> その他
補助金額又は補助率	対象経費の合計額（1地区50世帯以上 25万円、1地区50世帯未満 12万5千円）							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3カ年事業の決算状況等の	項目		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	20,000	5.0%	20,000	5.0%	20,000	5.0%
		会費収入	20,000	5.0%	20,000	5.0%	20,000	5.0%
		事業収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		市補助金	375,000	94.5%	375,000	94.4%	375,000	94.2%
		雑収入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		（前年度繰越金）	1,900	0.5%	2,080	0.5%	3,060	0.8%
	計	396,900	100.0%	397,080	100.0%	398,060	100.0%	
	支出	事業費	314,820	79.3%	330,020	83.1%	367,600	92.3%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	68,000	17.1%	52,000	13.1%	18,000	4.5%
		負担金	12,000	3.0%	12,000	3.0%	12,000	3.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	2,080	0.5%	3,060	0.8%	460	0.1%
	計	396,900	100.0%	397,080	100.0%	398,060	100.0%	
	支出計/前年度支出計				100.0%		100.2%	
	自己資金/前年度自己資金				100.0%		100.0%	
翌年度繰越金/市補助金		0.6%		0.8%		0.1%		
交付件数		1件／参加者数		1件／参加者数		1件／参加者数		
成果指標の推移①		14回／19人		18回／27人		12回／21人		
成果指標の推移②		2回／5人		1回／4人		2回／4人		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成29年度「見直しの上で継続；縮小」 効率的な運用に取り組まれない							
	【前回評価への回答】 事業費支出として主に研修旅費を支出しているが、内訳等について当該団体から聴き取りを行い、適切で効率的な運用を促すこととしたい。							
	【事業のPR方法】		「特になし」					
	【費用対効果】		「特になし」					
【補助事業以外の事業】		「特になし」						
【その他】		薩摩川内友愛連絡協議会、樋脇地域連絡協議会への補助金については、平成28年度で廃止						

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	協議会の実施する地域交流事業や人権研修事業が地域住民の福祉向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	B	協議会の行う事業が地域住民の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	対象地域の福祉の向上は、人権を尊重する社会を目指す国の施策として求められているものであり、現在一定の効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	対象地域の住民としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	協議会の行う事業やその運営の支援に補助が妥当な手段と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 必要な事業が行われていると思われる。ただし補助金の効率的な運用については協議していく。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

人権啓発等連絡協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる人権啓発等連絡協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金に係る補助事業等は、人権対策研修等の実施による人権問題の早期解決及び地域交流事業実施による親睦及び人権意識の高揚に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第 3 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。ただし、1 地区 50 世帯以上については、25 万円を限度とし、50 世帯未満の場合は、上限額の 2 分の 1 以内の額とする。

(補助対象経費)

第 4 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員手当及び食糧費を除く）
- (2) 人権対策研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）
- (3) 地域交流事業に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第 5 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 5 月 31 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 人権啓発等連絡協議会運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、人権啓発等連絡協議会運営費補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第 8 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 研修会の項目、回数及び参加者数
- (2) 教養文化活動の項目、回数及び参加者数
（補助事業者等の責務）

第 9 条 人権啓発等連絡協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。
（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人権啓発等連絡協議会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 人権啓発等連絡協議会運営補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 24 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 25 年度において所要の措置を講ずるものとする。